

契 約 書

- 本契約書は、(以下「甲」という)と、
A B E株式会社 (以下「乙」という)との間に締結された下記の契約内容を証するためのものである。
- 第1条 甲が乙に対し医師の紹介を求めたとき、甲から依頼を受けた乙は、甲が希望する医師を紹介しなければならない。
- 第2条 乙の債務は、前条の趣旨に従い乙が甲に紹介した医師 (以下「被雇用医師」という) を甲が採用決定したときに履行されたものとみなし、甲は、乙に対し、被雇用医師紹介の紹介料として第3条に記載の金員を支払わなければならない。この紹介料は、甲が採用決定した被雇用医師毎に発生するものとする。
- 第3条 甲が乙に対して支払うべき前条の紹介料は、常勤採用の場合は金 300 万円とし、非常勤採用の場合は想定年収の 20%とする。但し、消費税については、甲が採用決定した時点での法律により定められた割合による金員を甲が負担するものとする。
- 第4条 乙が、被雇用医師の氏名連絡先を含む個人情報 を甲に提供した日から 1 年が経過する日までの間に、甲が乙に通知することなく被雇用医師の採用を決定し、甲または甲の関連するグループ法人の医療施設等に入職させた場合は、乙の債務は履行されたものとみなし、甲は第3条に定める紹介料の 3 倍に相当する金員及びこれに対する採用決定日から支払済みまで年 14.6%の割合の金員を、乙に支払うものとする。
- 第5条 非常勤採用の医師に採用決定時の労働条件から労働時間や業務に変更が生じた結果、変更後の契約内容により算定される想定年収が第3条の想定年収を上回る場合、甲は乙に報告した上で想定年収の増加に応じて差額の紹介料を、変更日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- 第6条 第2条の紹介料は、被雇用医師が甲医療機関に赴任する日から 1 か月以内に、甲は、乙の指定する銀行口座に振込の方法により、第3条に定められた金員全額を支払わなければならない。
- 第7条 被雇用医師が、甲の業務と無関係な自己都合により辞職した場合、乙は甲に対し、本契約に基づき支払われた紹介料から以下の金員を返金するものとする。なお、これは、被雇用医師が辞職したことを甲から文書により通知を受けた後、2 か月以内に行うものとする。
- 第1号 赴任日から 1 か月未満に辞職した場合は、第3条に定められた金員の 90%
- 第2号 赴任後 1 か月以上 3 か月未満に辞職した場合は、第3条に定められた金員の 50%
- 第3号 赴任後 3 か月以上 6 か月未満に辞職した場合は、第3条に定められた金員の 10%
- 第8条 本契約第3条の紹介料については、乙のホームページ上で開示するものとする。
- 第9条 甲乙間において、社会情勢の変動等により本契約或いは本契約に定められていない事柄に関して問題が生じたときは、双方誠実に協議解決すべく努力をしなければならない。
- 第10条 本契約は、本書作成日から有効とする。但し一方当事者が他方当事者に対し文書により契約破棄を通知したときは、以後、失効する。
- 第11条 本契約に関する裁判管轄は、乙の本店所在地によるものとする。
- 第12条 本契約を証するため、甲乙は、それぞれ署名押印のうえ本書を 2 通作成し、各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 東京都新宿区西新宿 3 丁目 3 番 1 3 号 水間ビル 7 階
A B E 株 式 会 社
(厚生労働大臣許可 13-ユ-080213)
代表取締役 阿 部 康 彦